

目 次

児童福祉施設職員配置基準

1	児童福祉施設職員配置基準	
(1)	児童養護施設	1
(2)	乳児院	1
(3)	母子生活支援施設	1
(4)	福祉型障がい児入所施設(主として知的障がい児を入所させる施設)	1
(5)	福祉型障がい児入所施設(主として盲児又はろうあ児を入所させる施設)	2
(6)	福祉型障がい児入所施設(主として自閉症を主たる病状とする知的障がい児を入所させる施設)	2
(7)	福祉型障がい児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる施設)	2
(8)	医療型障がい児入所施設(主として自閉症児を入所させる施設)	2
(9)	医療型障がい児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる施設)	3
(10)	医療型障がい児入所施設(主として重症心身障がい児を入所させる施設)	3
(11)	児童発達支援センター	3
(12)	児童発達支援センター(旧主として難聴児を通わせる場合)	3
(13)	児童発達支援センター(旧主として重症心身障がい児を通わせる場合)	4
(14)	旧医療型児童発達支援センター	4
(15)	保育所	4
(16)	保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園	5

児童福祉施設職員配置基準

(1) 児童養護施設

施設長	1人
事務員	1人
児童指導員 保育士	2歳未満児 1.6人につき 1人 2歳以上3歳未満児 2人につき 1人 3歳～小学校就学の始期 4人につき 1人 小学校就学の始期～18歳未満 5.5人につき 1人
個別対応職員	1人
家庭支援専門相談員	1人
栄養士	定員 41人 以上 1人
調理員等	定員 90人 未満 4人 以下30人ごとに1人加算
嘱託医	1人

(2) 乳児院(乳児10人未満を入所させる乳児院を除く)

施設長	1人
嘱託医	1人
看護師 保育士 児童指導員	(1) 2歳未満児 1.6人につき 1人 2歳以上児 2人につき 1人 満3歳以上児 4人につき 1人 (2) 看護師は、定員10人の場合は2人以上、 10人を超える場合は、10人増すごとに 1人以上とし、その他は保育士又は児童指 導員とする。 (3) 定員20人以下の施設については、この定 数のほか保育士1人を加算
個別対応職員	1人
家庭支援専門相談員	1人
栄養士	1人
事務員	1人
調理員等	定員 30人 未満 4人 30人 以上 10人増すごとに1人加算

(3) 母子生活支援施設

施設長	1人
少年指導員 兼事務員	定員 20世帯 未満 1人 20世帯 以上 2人
保育士	保育設備のある場合 30人につき 1人 ただし、1施設に最低1人は置くことができる。
調理員等	1人
母子支援員	定員 10世帯 未満 1人 20世帯 未満 2人 20世帯 以上 3人
嘱託医	1人

(4) 福祉型障がい児入所施設(主として知的障がい児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1) 総数 通じて定員4人につき 1人以上 定員30人以下の場合は、この定数のほか1人 加算 (2) 児童指導員1人以上、保育士1人以上
栄養士	定員41人以上 1人以上
調理員	1人以上 ただし、調理業務の全部を委託する場合は置か ないことができる。
嘱託医	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合に置く
心理担当職員	障がい児5人以上に心理支援を行う場合に置く

(5) 福祉型障がい児入所施設(主として盲児又はろうあ児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1) 総数 通じて定員4人につき 1人以上 定員35人以下の場合は、この定数のほか1人 加算 (2) 児童指導員1人以上、保育士1人以上
栄養士	定員41人以上 1人以上
調理員	1人以上 ただし、調理業務を全部委託とする場合は置かない ことができる。
嘱託医	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合に置く
心理担当職員	障がい児5人以上に心理支援を行う場合に置く

(7) 福祉型障がい児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1) 総数 通じて定員3.5人につき 1人以上 (2) 児童指導員1人以上、保育士1人以上
看護職員	1人以上
栄養士	定員41人以上 1人以上
調理員	1人以上 ただし、調理業務を全部委託とする場合は置かない ことができる。
嘱託医	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合に置く
心理担当職員	障がい児5人以上に心理支援を行う場合に置く

(6) 福祉型障がい児入所施設(主として自閉症を主たる病状とする知的障がい児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1) 総数 通じて定員4人につき 1人以上 定員30人以下の場合は、この定数のほか1人 加算 (2) 児童指導員1人以上、保育士1人以上
医師	
看護職員	おおむね障がい児の数を20で除して得た数以上
栄養士	定員41人以上 1人以上
調理員	1人以上 ただし、調理業務を全部委託とする場合は置かない ことができる。
嘱託医	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合に置く
心理担当職員	障がい児5人以上に心理支援を行う場合に置く

(8) 医療型障がい児入所施設(主として自閉症児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1) 総数 おおむね障がい児の数を6.7で除して得た 数以上 (2) 児童指導員1人以上、保育士1人以上
病院として必要と される従業者	医療法に規定する必要数

(9) 医療型障がい児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1)総数 おおむね障がい児である乳幼児の数を10 で除して得た数及び障がい児である少年の数を 20で除して得た数の合計数以上 (2)児童指導員1人以上、保育士1人以上
病院として必要と される従業者	医療法に規定する必要数
理学療法士又は 作業療法士	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合に置く

(10) 医療型障がい児入所施設(主として重症心身障がい児を入所させる施設)

児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1)総数 おおむね障がい児である乳幼児の数を10 で除して得た数及び障がい児である少年の数を 20で除して得た数の合計数以上 (2)児童指導員1人以上、保育士1人以上
病院として必要と される従業者	医療法に規定する必要数
理学療法士又は 作業療法士	1人以上
心理指導担当職員	1人以上

(11) 児童発達支援センター

管理者	1人
児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1)総数 通じて定員4人につき 1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる (2)児童指導員1人以上、保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合 は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
栄養士	定員4人以上 1人以上
調理員	1人以上 ただし、調理業務を全部委託とする場合は置かない ことができる。
嘱託医	1人以上

※肢体不自由のある児童に治療を行う場合には、上記の職員(嘱託医を除く。)に加え、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

(12) 児童発達支援センター(旧主として難聴児を通わせる場合)

管理者	1人
児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1)総数 通じて定員4人につき 1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる (2)児童指導員1人以上、保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含める場合 は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上
栄養士	定員4人以上 1人以上
調理員	1人以上
嘱託医	1人以上

※R6.4.1付で現に指定を受けている施設については、R9.3.31までの間、旧基準によることができる。

(13) 児童発達支援センター(旧主として重症心身障がい児を通わせる場合)

管理者	1人
児童発達支援 管理責任者	1人以上
児童指導員 保育士	(1)総数 通じて定員4人につき 1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数総数に含めることができる (2)児童指導員1人以上、保育士1人以上 ※機能訓練担当職員、看護職員の数総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
看護職員	医療的ケアを行う場合に置く
機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く
栄養士	定員4人以上 1人以上
調理員	1人以上 ただし、調理業務を全部委託とする場合は置かないことができる。
嘱託医	1人以上
※上記に加え、従業者とは別に「看護職員」「機能訓練担当職員」を各々1人以上配置	

※R6.4.1付で現に指定を受けている施設については、R9.3.31までの間、旧基準によることができる。

(14) 旧医療型児童発達支援センター

管理者	1人
児童発達支援	1人以上
児童指導員	1人以上
保育士	1人以上
看護職員	1人以上
理学療法士 又は 作業療法士	1人以上
診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する診療所として必要な職員

※R6.4.1付で現に指定を受けている施設については、R9.3.31までの間、旧基準によることができる。

(15) 保育所

施設長	1人
保育士 (地域限定保育士を含む)	0歳児 3人につき 1人 1、2歳児 6人につき 1人 3歳児 15人につき 1人 4歳以上児 25人につき 1人 ※条例改正前配置基準(3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人)も可能とする経過措置あり。 ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算。 なお、保育所1につき2人を下ることはできない。 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか1人加算。 主任保育士加算を算定する場合は、主任保育士専任化にあたり、代替保育士を1人加算。
調理員等	定員 20人以下 常勤 1人 40人以下 常勤 1人 非常勤 1人 150人以下 常勤 2人 151人以上 常勤 2人 非常勤 1人 ※非常勤は週5日、1日当たり4時間の配置 (委託、外部搬入の場合を除く。)
嘱託医	1人

(16) 保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園

園長	1人
副園長・教頭	1人(副園長・教頭配置加算を算定する場合)
学級担任 (主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭等)	学級ごとに専任者 1人以上 (特別の事情がある場合は、専任の副園長・教頭との兼任可、学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭・講師可。)
教育・保育 直接従事者 (保育教諭等)	0歳児 3人につき 1人 1、2歳児 6人につき 1人 3歳児 15人につき 1人 4歳以上児 25人につき 1人 ※条例改正前配置基準(3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人)も可能とする経過措置あり。 ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算。 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は、上記定数のほか1人加算。 (年齢別配置基準を満たさない場合は減算対象) 満3歳児対応加配加算を算定する場合は、6人につき1人配置。(1号認定こどものみ) 主幹保育教諭等の専任化にあたり、代替保育教諭等を2人加算。(専任でない場合は減算対象) なお、園1につき2人を下ることはできない。 学級数に相当する数を下ることはできない。
調理員等	20人以下 常勤 1人 2、3号認定 40人以下 常勤 1人 非常勤 1人 児童の定員 150人以下 常勤 2人 151人以上 常勤 2人 非常勤 1人 ※非常勤は週5日、1日当たり4時間の配置 (委託、外部搬入の場合を除く。)
嘱託医等	1人